

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
老人福祉法（昭和38年法律第133号）第19条第1項	養護老人ホーム等の認可の取消し等	介護保険課

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第19条第1項に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者に対して、施設の設備若しくは運営の改善若しくは事業の停止若しくは廃止を命じ、又は認可を取り消すことができる。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。